

「頂門の一針」・英断判決への声明

5月21日、福井地方裁判所は、関西電力に対して、大飯3・4号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡した。

同判決は、原発の「必要神話」や「安全神話」の理不尽な復活と「フクシマ」の意図的な風化に対する「頂門の一針」であり、司法の面目をほどこした英断である。また、世界一の原発密集地帯の福井県において、その地元裁判所によって言い渡された本判決の意義ははかりしれない。とくに、「本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」という本判決の指摘は、高い倫理性を表明していて感動的である。

「フクシマ」がまざまざと実証しているように、未来世代にまで及ぶ「人格権」と「環境権」を侵害し、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）や「生命・自由・幸福」（同13条）を奪い尽くす原発が本質的に違法的な存在であることを、わたしたち原告は公判で訴え続けてきた。

さらに、累計50万人をこえた被曝労働者の存在、使用済み核燃料・「死の灰」の増加と後世代へのツケ回し、わが地震列島の動乱期にともなう「第二・第三のフクシマ」連発の可能性などを無視し、そもそも大電力消費圏による過疎地域への原発群の押し付けという差別的な構造を温存したまま、原発の再稼働や延命を容認することはもはや許されない。原発の海外輸出にたいする倫理的責任も問われている。

ほとんど失われかけていた司法への信頼に大光明を点じた本判決に励まされ、喜びを分かち合いながら、「住民・地方自治と国民主権」（憲法の眼目）の本領を取り戻して、立法や行政に強力にはたらきかけるとともに、地元の原発関連の雇用や経済を転換し、真に安全安心な自然環境と生活が保証される「原発ゼロ社会」を、国内外の広範な市民と連帯しつつめざしていきたい。

2014年5月21日

「福井から原発を止める裁判の会」原告団